泡消火薬剤	泡第22～8号	22. 8. 31	ＤＩＣ株式会社	東京都板橋区坂下三丁目35番58号	
〃	泡22～9号	〃	日本ドライケミカル株式会社	東京都品川区勝島一丁目5番21号	
〃	泡第22～7号	〃	〃	〃	
小型消火器	消第7～5～1号	〃	有限会社アトラクト	東京都町田市木曽東三丁目19番40号	
〃	消第8～17～1号	〃	〃	〃	
金属製避難はしご	は第22～3号	〃	〃	〃	
〃	は第22～4号	〃	〃	〃	
〃	は第22～5号	〃	〃	〃	
〃	は第22～6号	〃	〃	〃	
小型消火器	消第22～58号	22. 9. 1	宮田工業株式会社	神奈川県茅ヶ崎市下町屋一丁目1番1号	
中継器（アナログ式、蓄積式及び自動試験機能付）	中第22～9号	〃	沖電気防災株式会社	東京都港区芝浦四丁目3番4号	
ＧＲ型受信機（アナログ式、蓄積式及び自動試験機能付）	受第22～12号	〃	〃	〃	
光電アナログ式スポット型感知器（試験機能付）	感第22～26号	〃	〃	〃	
小型消火器	消第22～59号	22. 9. 8	日本ドライケミカル株式会社	東京都品川区勝島一丁目5番21号	
〃	消第22～60号	〃	〃	〃	
流水検知装置	流第20～9～2号	22. 9. 9	株式会社立売堀製作所	滋賀県長浜市湖北町小倉280番地	
〃	流第20～13～2号	〃	〃	〃	
〃	流第20～46～2号	〃	〃	〃	
消防用ホース	コ第21～23～1号	22. 9. 13	帝国繊維株式会社	東京都中央区日本橋二丁目5番13号	
流水検知装置	流第22～13号	〃	ホーチキ株式会社	東京都品川区上大崎二丁目10番43号	
〃	流第22～14号	〃	〃	〃	
〃	流第22～15号	〃	〃	〃	
〃	流第22～16号	〃	〃	〃	
〃	流第22～17号	〃	〃	〃	
消防用ホース	コ第22～12号	22. 9. 16	オカニワ株式会社	京都府京都市左京区北白川久保田町35番地	
〃	コ第22～15号	22. 9. 30	ヤマトプロテック株式会社	大阪府大阪市東成区深江北二丁目1番10号	
〃	コ第22～14号	〃	株式会社横井製作所	大阪府寝屋川市石津東町31番1号	
ＧＲ型受信機（アナログ式、蓄積式及び自動試験機能付）	受第10～22～3号	〃	日本フェンオール株式会社	東京都千代田区飯田橋1丁目5番10号	

○政治資金適正化委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十二年十一月十一日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
二七七一	二二、一〇、二二	渡邊　俊夫
二七七二	二二、一〇、二二	岩田　俊一
二七七三	二二、一〇、二二	村上ひろみ
二七七四	二二、一〇、二二	柴崎　浩治
二七七五	二二、一〇、二二	松本　崇宏
二七七六	二二、一〇、二二	寺田　浩士
二七七七	二二、一〇、二二	吉津　雄次
二七七八	二二、一〇、二二	東本　武司
二七七九	二二、一〇、二二	中尾　利明
二七八〇	二二、一〇、二二	森藤　利明
二七八一	二二、一〇、二二	荒井　公尊
二七八二	二二、一〇、二二	藤本　龍
二七八三	二二、一〇、二二	石坂　好識
二七八四	二二、一〇、二二	近藤　宣茂
二七八五	二二、一〇、二二	田中秀一郎
二七八六	二二、一〇、二二	平井　雅三
二七八七	二二、一〇、二二	三保　俊輔
二七八八	二二、一〇、二二	吉住　征史
二七八九	二二、一〇、二二	山﨑　昌紀
二七九〇	二二、一〇、二二	深谷友加里
二七九一	二二、一〇、二二	赤松　剛

○法務省告示第五百六十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百十九号の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月十一日

法務大臣　柳田　稔

第二号イの表の石原鋼鉄株式会社の項中「東京都中央区日本橋人形町二丁目十三番九号」を「東京都北区赤羽二丁目五十一番三号」に改め、同表の株式会社ファインテックの項を削る。

第二号ロの表の奥田ゴールドファーム株式会社の項及び新潟竹内ハガネ株式会社の項を削る。

第三号中「平成二十二年八月十九日から平成二十二年十一月十一日」を「平成二十二年十一月十一日から二年を経過する日」に改める。

○外務省告示第四百七十五号

昭和六十年十月十一日にソウルで作成された「多数国間投資保証機関を設立する条約」の一部は、同条約第五十九条の規定に従い、次のように改正され、平成二十二年十一月十四日に効力を生ずる。

（平成二十二年八月十六日付け多数国間投資保証機関副総裁兼官房長発書簡）

平成二十二年十一月十一日

外務大臣　前原　誠司

1　第十一条を次のように改める。

第十一条　対象となる危険

(a)　機関は、(b)及び(c)の規定に従うことを条件として、次の一又は二以上の危険から生ずる損失に対して、対象となる投資を保証することができる。

(i)　送金

投資受入国の通貨を自由利用可能通貨又は被保証人が受け入れることのできる他の通貨に交換して国外に送金することに対する当該投資受入国政府の責めに帰すべき制限の導入（被保証人によるこのような送金の申込みに対して当該投資受入国政府が合理的な期間内に対応しないことを含む。）

(ii)　収用及びこれに類する措置

投資受入国政府の責めに帰すべき立法上の措置又は行政上の作為若しくは不作為であつて、被保証人がその投資を所有し、若しくは支配する権利又はその投資から生ずる実質的な利益を得る権利を剥奪する効果を有するもの。ただし、政府が自国の領域内における経済活動を規制するために通常とる非差別的な措置で一般的に適用されるものについては、この限りでない。

(iii)　契約違反

次のいずれかの場合における投資受入国政府と被保証人との契約の当該投資受入国政府による否認又は違反

(a)　被保証人が、契約の否認又は違反についての請求を決定する司法裁判所又は仲裁裁判所に訴えることができない場合

(b)　(a)の裁判所による決定が機関の規則に従つて保証契約に定める合理的な期間内に行われない場合

(c)　(a)の裁判所による決定を執行することができない場合